

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

東近江市準備委員会会則

(名称)

第1条 本会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会東近江市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、東近江市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に關し必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関する事項。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関する事項。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関する事項。
- (4) 競技会の開催及び準備に要する経費に関する事項。
- (5) 滋賀県、各競技団体及びその他関係団体（以下「関係団体等」という。）との連絡調整に関する事項。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務事業に関する事項。

(組織)

第4条 準備委員会は、会長、委員及び監事をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係団体等を代表する者
- (2) 東近江市議会議員
- (3) 東近江市職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人
- (3) 常任委員 40人以内
- (4) 監事 2人

(役員の選任)

第6条 会長は、東近江市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員の中から会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、準備委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、事業の執行状況及び会計を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から第20条の規定により準備委員会が解散した日までとする。ただし、委員等が就任時において所属する関係団体等の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなす。その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて欠員を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長が重要と認める事項に関し助言する。

4 参与は、会長が必要と認める事項に関し助言する。

5 顧問及び参与の任期等については、前条の規定を準用する。

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門部会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって組織する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針に関すること。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人又は書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席した委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し、書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって組織する。

2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
(1) 総会から委任された事項に関すること。
(2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
(3) 専門部会の設置及び運営並びに専門部会への付託及び委任に関する事項。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関する事項。

7 常任委員会は、前項第3号に掲げる付託事項のうち、必要と認めるものについては、専門部会に委任することができる。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項の規定により専門部会から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

9 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

（専門部会）

第13条 専門部会は、会長が委嘱した委員をもって組織する。

- 2 専門部会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、専門部会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で会長が別に定める。
- 4 専門部会の委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）が決定すべき事項について特に緊急を要するため総会等を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、その決定すべき事項を専決処分することができる。

- 2 総会等の権限に属する事項で軽易なものは、会長において、これを専決処分にすることができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議において総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理させるため、準備委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 準備委員会の事業計画及び予算については、総会の議決を得なければならぬ。

(事業報告及び決算)

第18条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条の目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、東近江市に帰属するものとする。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年1月28日から施行する。